

平成 29 年 2 月 21 日

テクニカルスタッフ雇用制度利用者 各位

ダイバーシティ推進センター長

テクニカルスタッフの変更について（通知）

平素より、ダイバーシティ推進センターの各種事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、テクニカルスタッフ雇用制度に係るスタッフの変更対応につきましては、申請者が年々増加の傾向にあり、本制度を必要としている一人でも多くの方に適切に利用いただくため、また雇用手続き中の変更は関係各所の負担となるため、今後は下記のとおりとさせていただきます。何卒ご理解・ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

記

1. 利用決定～雇用開始までの変更：

申請時に「雇用するテクニカルスタッフを推薦する」ことを要件としているため、利用決定後のスタッフ変更は原則認められません（スタッフの確保ができない方には申請をお断りしています）。

やむを得ない理由で変更の必要が生じた場合は、速やかにセンターおよび部局人事へ連絡の上、申請書に明記した雇用開始日に係る上申手続きの締切日（部局人事に要確認）までに次の方を決定し、新しい申請書を提出ください。

ex.申請書に明記した雇用開始日が4月1日の場合、4月1日の上申手続き締切日（今年度は2月10日）までに申請書を提出すること。

※締切日までに申請書の提出がない場合、利用決定は取り消されます。

2. 雇用期間中の退職・変更：

前任者がやむを得ず退職する場合、制度の利用継続（後任を探すか否か）のご意向を確認しますので、まずはセンターへご連絡ください。

利用継続の場合、速やかに（遅くとも前任者の退職より1ヶ月以内に）後任を決定ください。後任が見つかり次第、新しい申請書を提出いただきます。

（前任者の退職および後任者の採用に係る手続きは、センター承認後、別途部局人事と進めてください）

※1 か月以内に申請書の提出がない場合、残余期間に係る利用資格は失効となります。

なお、毎月5日申請書提出締切→翌月1日より雇用開始となりますので、予めご了承ください。

以上

ダイバーシティ推進センター 田野

Tel : 095-819-2889（内線：3471）

Mail : omoyai_working@ml.nagasaki-u.ac.jp